

(議案の補充説明)

3. 大仏山公園の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第65号「大仏山公園の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「大仏山公園」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例第14条の6第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものである。

3 対象施設

- (1) 施設名称 大仏山公園
- (2) 設置場所 伊勢市小俣町、度会郡玉城町、多気郡明和町

4 指定管理者候補者の名称等

所在地 伊勢市下野町600-13
名称 有限会社太陽緑地
代表者 代表取締役 吉川 信吾

5 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成24年7月13日(金)から平成24年8月22日(水)まで行った結果、次の1団体から応募申請がありました。

- ・有限会社太陽緑地 (伊勢市下野町600-13)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査及び評価を行いました。

ア 選定委員会構成

委員長 板谷 明美 (三重大学生物資源学部准教授)
委員 青 絢 (税理士)
委員 小野 隆 (一般社団法人日本公園緑地協会調査役)
委員 片岡 福生 (公募委員)
委員 高山 功平 (公募委員)
委員 三谷 孝 (公募委員)

イ 審査の経過

平成24年 6月27日(水) 第1回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成)
平成24年10月16日(火) 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)
平成24年10月24日(水) 第3回選定委員会 (総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果（評価点数・・・1, 800点満点）

第1順位 有限会社太陽緑地（評価点 1, 171点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 伊勢市下野町600-13

名称 有限会社太陽緑地

代表者 代表取締役 吉川 信吾

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・大仏山公園の目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。
- ・大仏山公園における指定管理者としての実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。

など指定管理者として適格性が認められることから、選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、新たに次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・公園の特色に合った地元の学校、企業、NPO団体等が中心となった各種イベントの誘致
- ・地域住民やNPO団体等との連携強化

(2) 経費の縮減

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
233,700千円	214,500千円	19,200千円

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開及び個人情報の保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報適切に取り扱うように指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

公園利用者のサービス向上等の観点から利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともにその結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となりますが、不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、利用者数、利用料金の実績額、利用者からの意見や苦情及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、随時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成24年12月	指定管理者の指定
平成25年3月	協定書の締結
平成25年4月1日	指定管理者による公園管理の開始

提案内容及び審査の概要(大仏山公園)

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容																																				
			有限会社太陽緑地																																				
<p>1 県民の平等な利用を確保する。</p> <p>①公平平等な利用が確保されているか。</p> <p>②運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。</p> <p>③指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。</p>	<p>大仏山公園は、宮川と櫛田川に挟まれた丘陵地であって、伊勢市・玉城町・明和町の3市町にまたがっている。周辺緑地や恵まれた自然環境を利用し、緑に囲まれたスポーツレクリエーションゾーンとして、中南勢地域の核となる公園として利用されており、その役割や効用の最大化に努める。</p>	240点	<p>【公園管理の方針】 公園の特性を活かした、平等・公平、安全・安心・快適な利用ができる公園管理を目指す。</p>	164点																																			
<p>2 適切な管理を図る。</p> <p>①管理運営業務の内容が適切に示されているか。</p> <p>②管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。</p> <p>③管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	480点	<p>【実施計画】 自然保護・保全の観点に立ちNPO団体等と意見交換を行いより利用者へのサービス向上を実現する。</p>	316点																																			
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。</p> <p>①利用促進方策の効果は見込めるか。</p> <p>②利用者への対応内容は適切であるか。</p> <p>③地域との連携が図られるか。</p> <p>④自主事業の計画内容は適切であるか。</p> <p>⑤独自提案の内容が有効に働くか。</p>	<p>公園利用者の問い合わせに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進するための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。 成果目標 年間利用者数 22万人</p>	420点	<p>【利用促進に向けた取組】 広報活動の充実を図りつつ、公園の特色に合った様々な学校、NPOなどのイベント、勉強会の誘致に積極的に取り組む。 【利用者への対応】 親しみやすい「管理事務所づくり」、気軽に声をかけやすい「雰囲気づくり」をモットーに、公園事務所が利用者及び市民協働の拠点としての機能を十分に発揮するよう、利用者とのコミュニケーションを促進する。 【地域との連携】 自主事業はもとより、日常的な管理運営においても積極的に地域の方々と連携する。特に植栽管理について現在までも地元の方々に協力していただいております、他の分野でもより一層連携が図れる運営を行う。 【自主事業の運営】 毎年楽しみにして頂いている大仏山公園スプリング・オータムフェスタの中に地元の方々の参加ができるプログラムを組み込み、公園の趣旨に合った事業を実施する。 【独自提案】 過去のアンケートの結果から、利用者の満足度を向上させる取り組みを中心に、公園が果たすべき役割を考え、効用を高める工夫を行う。</p>	282点																																			
<p>4 管理の効率化を図る。</p> <p>①収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。</p> <p>②事業計画の通り実施できる収支計画であるか。</p> <p>③経費の削減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 233,700千円 平成25年度 46,740千円 平成26年度 46,740千円 平成27年度 46,740千円 平成28年度 46,740千円 平成29年度 46,740千円</p>	240点	<p>【収支計画書】 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>48,500</td> <td>48,400</td> <td>48,300</td> <td>48,200</td> <td>48,100</td> <td>241,500</td> </tr> <tr> <td>内 指定管理料</td> <td>43,500</td> <td>43,200</td> <td>42,900</td> <td>42,600</td> <td>42,300</td> <td>214,500</td> </tr> <tr> <td>訳 利用料収入</td> <td>5,000</td> <td>5,200</td> <td>5,400</td> <td>5,600</td> <td>5,800</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>48,350</td> <td>48,100</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>240,450</td> </tr> </tbody> </table>	年度	25	26	27	28	29	合計	収入計	48,500	48,400	48,300	48,200	48,100	241,500	内 指定管理料	43,500	43,200	42,900	42,600	42,300	214,500	訳 利用料収入	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	27,000	支出計	48,350	48,100	48,000	48,000	48,000	240,450	144点
年度	25	26	27	28	29	合計																																	
収入計	48,500	48,400	48,300	48,200	48,100	241,500																																	
内 指定管理料	43,500	43,200	42,900	42,600	42,300	214,500																																	
訳 利用料収入	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	27,000																																	
支出計	48,350	48,100	48,000	48,000	48,000	240,450																																	

提案内容及び審査の概要(大仏山公園)

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			有限会社太陽緑地	
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 ①責任体制及び職員体制は適切であるか。 ②人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ③事故発生時等、危機管理において速やかに対応できるか。 ④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑤安定的な運営管理に必要な財政的基礎を有しているか。 ⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑦男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか。	公園の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うために、1名の責任者さらに1名以上の副責任者を選任する。 開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。 県が進める「人権尊重社会の実現」「男女共同参画社会の実現」「次世代育成支援」「持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動」等の施策を十分理解し、県に協力し寄与する。	420点	【実施体制】 管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置し、より良いサービスが行えるように職員研修の実施する。 【県の施策の実現に関する取組】 自主事業や日々の運営において人権尊重、男女共同参画、次世代育成を実行し、管理の面において持続可能な循環型社会の実現を目指す。	265点
総合審査結果		1,800点		1,171点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	伊勢市下野町600-13 有限会社太陽緑地 代表取締役 吉川 信吾
選定委員会の講評	委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていると判断でき、得点を見ても、複数の申請があった他の公園における得点合計1位の団体の得点を上回っている。このことから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

(議案の補充説明)

4. 北勢中央公園の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第66号「北勢中央公園の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「北勢中央公園」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例第14条の6第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものである。

3 対象施設

(1) 施設名称 北勢中央公園

(2) 設置場所 四日市市西村町、いなべ市大安町、三重郡菟野町

4 指定管理候補者の名称等

所在地 四日市市野田二丁目5番23号

名称 株式会社名阪造園

代表者 代表取締役 田中 清平

5 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成24年7月13日(金)から平成24年8月22日(水)まで行った結果、次の1団体から申請がありました。

・株式会社名阪造園 (四日市市野田二丁目5番23号)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査及び評価を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美 (三重大学生物資源学部准教授)

委員 青 絢 (税理士)

委員 小野 隆 (一般社団法人日本公園緑地協会調査役)

委員 片岡 福生 (公募委員)

委員 高山 功平 (公募委員)

委員 三谷 孝 (公募委員)

イ 審査の経過

平成24年 6月27日(水) 第1回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成)

平成24年10月16日(火) 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)

平成24年10月24日(水) 第3回選定委員会 (総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果（評価点数・・・1, 800点満点）

第1順位 株式会社名阪造園（評価点 1, 238点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 四日市市野田二丁目5番23号

名称 株式会社名阪造園

代表者 代表取締役 田中 清平

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・北勢中央公園の目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
 - ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。
 - ・過去に公園を管理した実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。
- など指定管理者として適格性が認められることから、選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、新たに次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・平日テニススクールの開催
- ・案内業務を強化するパークセンターの設置
- ・地域住民やNPO団体等との連携強化

(2) 経費の縮減

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
292,361千円	280,100千円	12,261千円

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うように指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

公園利用者のサービス向上等の観点から利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともにその結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となりますが、不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、利用者数、利用料金の実績額、利用者からの意見や苦情及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、随時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成24年12月	指定管理者の指定
平成25年 3月	協定書の締結
平成25年 4月1日	指定管理者による公園管理の開始

提案内容及び審査の概要(北勢中央公園)

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容																																																	
			株式会社名阪造園																																																	
<p>1 県民の平等な利用を確保する。</p> <p>①公平平等な利用が確保されているか。</p> <p>②運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。</p> <p>③指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。</p>	<p>北勢中央公園は地域の歴史・文化・自然を紹介し、郷土の風景を後世に伝えるために良好な自然環境の保全を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動、自然とのふれあいの拠点として利用されており、その役割や効用の最大化に努める。</p>	240点	<p>【公園管理の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:「motto HOKUCHU」 ・総合方針:「もっと快適」「もっと楽しい」「もっと学べる」 ・総合管理の方針:平等な利用の促進 	178点																																																
<p>2 適切な管理を図る。</p> <p>①管理運営業務の内容が適切に示されているか。</p> <p>②管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。</p> <p>③管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	480点	<p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針:PDCAマネジメントに則った適切・効果的管理 ・実施計画 <ul style="list-style-type: none"> 植物の育成に必要な適切な時期、方法による管理の実施 周辺景観と一体となった自然樹形管理 常駐スタッフによる毎日管理 ゴミの持ち帰りの徹底と毎日清掃 専門業者による設備の保守点検、良好な状態の維持 法令に基づく日常点検・定期点検による安全性快適性の確保、公園施設の長寿命化、法令・条例を遵守する。 	340点																																																
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。</p> <p>①利用促進方策の効果は見込めるか。</p> <p>②利用者への対応内容は適切であるか。</p> <p>③地域との連携が図られるか。</p> <p>④自主事業の計画内容は適切であるか。</p> <p>⑤独自提案の内容が有効に働くか。</p>	<p>公園利用者の問い合わせに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進のための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。 成果目標 年間利用者数 23万人</p>	420点	<p>【利用促進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日テニススクールの開催によるテニスコートの利用促進、茶畑の再生と有効活用、里山保全エリアの整備による生物多様性向上と利用促進、ホームページのリニューアルによる利用促進等 <p>【利用者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パークセンターの設置、案内板の設置、WEBの有効活用 ・パークセンターにおける迅速な対応、苦情のデータベース化による改善対策への活用等 <p>【地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北勢中央公園で活動する市民グループ、NPO等との連携による観察会やイベント運営 ・地域住民との連携による公園整備、維持管理の推進、愛着の醸成、地元雇用の促進・地域と連携した防災体制の整備・共有、協力体制の確立 <p>【自主事業の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> テニススクール無料体験、親子野球教室、凧揚げ、移動大型遊具、地元野菜の販売、四季の自然観察、野鳥撮影教室、ホテル鑑賞会、きらら号天体観察等 <p>【独自提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性北勢中央公園戦略の提案と実践、彦佐川支流ビオトープの創出、公園マップの作成、季刊ペーパーの発行、パークコーディネーターの養成等 	306点																																																
<p>4 管理の効率化を図る。</p> <p>①収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。</p> <p>②事業計画の通り実施できる収支計画であるか。</p> <p>③経費の縮減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 292,361千円 平成25年度 56,317千円 平成26年度 56,317千円 平成27年度 56,317千円 平成28年度 61,705千円 平成29年度 61,705千円</p>	240点	<p>【収支計画書】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">単位:千円</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td></td> <td>62,800</td> <td>62,800</td> <td>62,800</td> <td>68,100</td> <td>68,100</td> <td>324,600</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>指定管理料</td> <td>54,000</td> <td>53,950</td> <td>53,900</td> <td>59,150</td> <td>59,100</td> <td>280,100</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>利用料収入</td> <td>8,800</td> <td>8,850</td> <td>8,900</td> <td>8,950</td> <td>9,000</td> <td>44,500</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td></td> <td>62,800</td> <td>62,800</td> <td>62,800</td> <td>68,100</td> <td>68,100</td> <td>324,600</td> </tr> </tbody> </table>			単位:千円						年度		25	26	27	28	29	合計	収入計		62,800	62,800	62,800	68,100	68,100	324,600	内	指定管理料	54,000	53,950	53,900	59,150	59,100	280,100	内	利用料収入	8,800	8,850	8,900	8,950	9,000	44,500	支出計		62,800	62,800	62,800	68,100	68,100	324,600	134点
		単位:千円																																																		
年度		25	26	27	28	29	合計																																													
収入計		62,800	62,800	62,800	68,100	68,100	324,600																																													
内	指定管理料	54,000	53,950	53,900	59,150	59,100	280,100																																													
内	利用料収入	8,800	8,850	8,900	8,950	9,000	44,500																																													
支出計		62,800	62,800	62,800	68,100	68,100	324,600																																													

提案内容及び審査の概要(北勢中央公園)

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		
			株式会社名阪造園		
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 ①責任体制及び職員体制は適切であるか。 ②人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ③事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑤安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか。 ⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑦男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか。	公園の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うために、1名の責任者さらに1名以上の副責任者を選任する。 開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。 県が進める「人権尊重社会の実現」「男女共同参画社会の実現」「次世代育成支援」「持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動」等の施策を十分理解し、県に協力し寄与する。	420点	【実施体制】 ・所長(1名)、副所長(1名)、現場管理事務所スタッフ(3名)、本社スタッフ(3名) ・昼勤4名、夜勤2名で運営管理し、サポートスタッフは適宜作業を行う。 【県の施策の実現に関する取組】 ・人権尊重社会の実現: 公平な公園利用と人材採用 ・男女共同参画社会の実現: 年齢、性別に関わりない公園利用機会提供、人材採用 ・次世代育成支援の推進: 公園スタッフによる育児支援、環境教育に関わる学習、イベントの充実	280点	
総合審査結果		1,800点		1,238点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	四日市市野田二丁目5番23号 株式会社名阪造園 代表取締役 田中 清平
選定委員会の講評	委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていると判断でき、得点を見ても、複数の申請があった他の公園における得点合計1位の団体の得点を上回っている。このことから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

【議案の補充説明】

5. 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第67号「亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「亀山サンシャインパーク」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例第14条の6第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものである。

3 対象施設

- (1) 施設名称 亀山サンシャインパーク
- (2) 設置場所 亀山市布気町

4 指定管理候補者の名称等

所在地 四日市市野田一丁目8-38
名称 株式会社東産業
代表者 代表取締役社長 木室 浩一

5 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成24年7月13日（金）から平成24年8月22日（水）まで行った結果、次の2団体から応募申請がありました。

- ・株式会社東産業 (四日市市野田一丁目8-38)
- ・サンシャインパークGM (亀山市布気町801-1)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理者候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査及び評価を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美 (三重大学生物資源学部准教授)
委員 青 絢 (税理士)
委員 小野 隆 (一般社団法人日本公園緑地協会調査役)
委員 片岡 福生 (公募委員)
委員 高山 功平 (公募委員)
委員 三谷 孝 (公募委員)

イ 審査の経過

平成24年 6月27日 (水) 第1回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成)
平成24年10月16日 (火) 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)
平成24年10月24日 (水) 第3回選定委員会 (総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果（評価点数・・・1, 800点満点）

第1順位 株式会社東産業（評価点1, 151点）

第2順位 サンシャインパークGM（評価点1, 086点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 四日市市野田一丁目8-38

名称 株式会社東産業

代表者 代表取締役社長 木室 浩一

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・ 亀山サンシャインパークの目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・ 専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。
- ・ 安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。

などに優位性が認められることから、選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、新たに次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・ 東屋（休憩所）の増設
- ・ サンシャインブリッジや高木へのイルミネーションの設置
- ・ ミストシャワーの設置
- ・ キャンドルナイトの実施

(2) 経費の縮減

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
107,860千円	107,860千円	0千円

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境

保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開及び個人情報の保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うように指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

公園利用者のサービス向上等の観点から利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともにその結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となりますが、不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、利用者数、利用料金の実績額、利用者からの意見や苦情及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、随時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成24年12月	指定管理者の指定
平成25年 3月	協定書の締結
平成25年 4月1日	指定管理者による公園管理の開始

提案内容及び審査の概要(亀山サンシャインパーク)

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容																																																																									
			株式会社東産業	サンシャインパークGM																																																																								
1 県民の平等な利用を確保する。 ①公平平等な利用が確保されているか。 ②運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。	亀山サンシャインパークは、東名阪自動車道亀山PAに隣接している。この地に地形をいかした緑豊かな公園施設、憩いを感じられる休憩施設をそなえることで、高速道路利用者と地域住民の双方に利用されており、その役割や効用の最大化に努める。	240点	【公園管理の方針】 ・中部関西を結ぶ交通の要衝となる亀山にて県内外から多くの利用者が集い、細心の注意を払った安全管理と安心快適に利用できる緑あふれる憩いの場を提供する。 ・多様化を続けるサービス事業とは一線を画し、地域の自然環境と地域住民、高速道路利用者、隣接企業と密接につながりそして融合する公園像の新機軸を確立させる。また、利用者自身が我が家の庭を愛でるように、地域の住民が誇りに思い身近に触れて感じていただくことのできる健全で健康的な公園運営を実現する。	160点	【公園管理の方針】 ・地域との連携活動を通じて活力ある地域の拠点となる管理運営を行う。 ・地域密着、創至福型(自分たちで喜びを創り出す)の管理運営を行う。 ・利用者と心の通う情報やコミュニティの提供を心がけボランティアや地域住民との協働による管理を行う。 ・情報システムを活用したサービスを充実させ、利用価値を高める管理運営を展開する。	156点																																																																						
2 適切な管理を図る。 ①管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ②管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。 ③管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。	仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。	480点	【実施計画】 ・快適性を提供するために樹木や植物の管理や施設関連のクレンジネスに重点を置き、また、安全性を担保するために定期的な保守点検を計画的に実践する。 ・これらを両立させるための組織体制を整え、管理者から現地従業員の速やかな連携ができるようなシフト管理を行う。 ・その他の項目については県営都市公園亀山サンシャインパーク指定管理者業務仕様書の維持管理業務水準に準拠して実施する。	324点	【実施計画】 ・確実な法定点検 ・外注管理の精査 ・記録と保管のデータベース化	290点																																																																						
3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 ①利用促進方策の効果は見込めるか。 ②利用者への対応内容は適切であるか。 ③地域との連携が図られるか。 ④自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤独自提案の内容が有効に働くか。	公園利用者の問い合わせに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。 宣伝広報の他、利用促進するための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。 成果目標 年間利用者数 80万人	420点	【利用促進に向けた取組】 興味や関心をもっていただき「行ってみたい、立ち寄ってみたい」と感じていただけるように、認知度向上ならびにイベントの開催によって利用者数が増加する施策を実施する。 【利用者への対応】 利用者が満足して利用いただけるように苦情・クレーム対応を組織的かつ体系的に実践する。 【地域との連携】 ・公園ボランティアやイベント開催などを通じて市民の一人一人が公園づくりに積極的に参画できる機会を創出する。 ・イベントは、地域の自治会や小中高の学校などとも連携を図り実現する。 【自主事業の運営】 週末プレイパークの開催、グループワーク・クリエイションの実施、デイキャンプ・親子キャンプ・宿泊キャンプの実施等 【独自提案】 東屋の増設、イルミネーションの設置、ミストシャワーの設置、キャンドルナイトの実施等	280点	【利用促進に向けた取組】 平等、公平な利用の確保、予防保全を基本とする施設の保守、質の高いサービス内容の向上、環境対策及び省エネの徹底、確実な安全、衛生管理の徹底 【利用者への対応】 ・利用者へ適確な情報の案内、発信 ・苦情処理のマニュアル化 ・利用者への指導、利用者のニーズの把握 【地域との連携】 地域住民をはじめ各種団体への呼びかけで(仮称)「サンシャインパークの未来」というグループを設立し、地域との連携を図る。 【自主事業の運営】 ・施設の特性を活かした事業計画を提案する。 ・協働の精神に基づいて参加者自らが創り上げる。 ・利益追求型ではなく費用分担型を前提とする。 【独自提案】 ・魅力ある公園情報の発信 ・長寿社会に於ける健康の増進を図るメニューの推進 ・環境教育に役立つ自然及び自然体験学習の場の提供	264点																																																																						
4 管理の効率化を図る。 ①収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ②事業計画の通り実施できる収支計画であるか。 ③経費の縮減が図られているか。	指定管理料の上限 総額 107,860千円 平成25年度 21,572千円 平成26年度 21,572千円 平成27年度 21,572千円 平成28年度 21,572千円 平成29年度 21,572千円	240点	【収支計画書】 単位:千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>21,597</td> <td>21,602</td> <td>21,612</td> <td>21,622</td> <td>21,632</td> <td>108,065</td> </tr> <tr> <td>内 指定管理料</td> <td>21,572</td> <td>21,572</td> <td>21,572</td> <td>21,572</td> <td>21,572</td> <td>107,860</td> </tr> <tr> <td>内 利用料収入</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>21,597</td> <td>21,597</td> <td>21,597</td> <td>21,597</td> <td>21,597</td> <td>107,985</td> </tr> </tbody> </table>	年度	25	26	27	28	29	合計	収入計	21,597	21,602	21,612	21,622	21,632	108,065	内 指定管理料	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	107,860	内 利用料収入	25	30	40	50	60	205	支出計	21,597	21,597	21,597	21,597	21,597	107,985	124点	【収支計画書】 単位:千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>109,075</td> </tr> <tr> <td>内 指定管理料</td> <td>21,515</td> <td>21,515</td> <td>21,515</td> <td>21,515</td> <td>21,515</td> <td>107,575</td> </tr> <tr> <td>内 利用料収入</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>21,815</td> <td>109,075</td> </tr> </tbody> </table>	年度	25	26	27	28	29	合計	収入計	21,815	21,815	21,815	21,815	21,815	109,075	内 指定管理料	21,515	21,515	21,515	21,515	21,515	107,575	内 利用料収入	300	300	300	300	300	1,500	支出計	21,815	21,815	21,815	21,815	21,815	109,075	136点
年度	25	26	27	28	29	合計																																																																						
収入計	21,597	21,602	21,612	21,622	21,632	108,065																																																																						
内 指定管理料	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	107,860																																																																						
内 利用料収入	25	30	40	50	60	205																																																																						
支出計	21,597	21,597	21,597	21,597	21,597	107,985																																																																						
年度	25	26	27	28	29	合計																																																																						
収入計	21,815	21,815	21,815	21,815	21,815	109,075																																																																						
内 指定管理料	21,515	21,515	21,515	21,515	21,515	107,575																																																																						
内 利用料収入	300	300	300	300	300	1,500																																																																						
支出計	21,815	21,815	21,815	21,815	21,815	109,075																																																																						

提案内容及び審査の概要(亀山サンシャインパーク)

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容			
			株式会社東産業	サンシャインパークGM		
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 ①責任体制及び職員体制は適切であるか。 ②人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ③事故発生時等、危機管理において速やかに対応できるか。 ④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑤安定的な運営管理に必要な財政的基礎を有しているか。 ⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑦男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか。	公園の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うために、1名の責任者さらに1名以上の副責任者を選任する。 開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。県が進める「人権尊重社会の実現」「男女共同参画社会の実現」「次世代育成支援」「持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動」等の施策を十分理解し、県に協力し寄与する。	420点	【実施体制】 社内に指定管理事業担当の責任者を1名設置し、現地管理責任者ならびに現地従業員の5名体制で運営を行う。 【県の施策の実現に関する取組】 ○人権尊重社会の実現 ・車いすの貸出や、可能な箇所のバリアフリーづくりを目指す ・施設案内看板のグローバル化を図る(日本語、英語等) ○男女共同参画社会の推進 ・地元ボランティア、NPO団体に協力を依頼し多様な人材が活躍する場を増やす ○次世代育成支援の実施 ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料の免除など、制度の周知や情報提供の実施、アイドリングストップ活動など環境を保護し、次世代へより良い環境を継承していく活動を推進する。 ○持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動 ・子どもたちを中心とした活動を行う事で、若い世代に環境に関心を持ってもらう。	263点	【実施体制】 ・限られた人材を有効に配置し、外部教育を徹底し、「管理マニュアル」の作成を行い質の高いサービス・管理運営を行う。 ・危機管理体制の徹底 ・AEDの設置 【県の施策の実現に関する取組】 ・公平公正に自由に利用して供される施設であること ・安全安心でかつ快適に利用できること ・明るく健全な子供の育成が事業展開できること ・環境保全活動施策の研修実施	240点
総合審査結果		1,800点		1,151点	1,086点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	四日市市野田一丁目8-38 株式会社東産業 代表取締役社長 木室 浩一
選定委員会の講評	委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に最も高い評価を得た者が指定管理者として最も相応しいと判断する。 このことから委員会としては、得点合計第1位の申請団体が指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

三重県の幹線道路の整備状況と今後について

1 現 状

県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで慢性的な交通渋滞が発生し、南部地域では集中豪雨等により国道42号などの道路が寸断され地域が孤立するなど、県民生活に大きな支障を来たしています。式年遷宮のある平成25年度の供用を目標とする紀勢自動車道などを中心に、国や中日本高速道路株式会社などと協力し、県内の幹線道路網の早期供用に向け整備を推進しています。

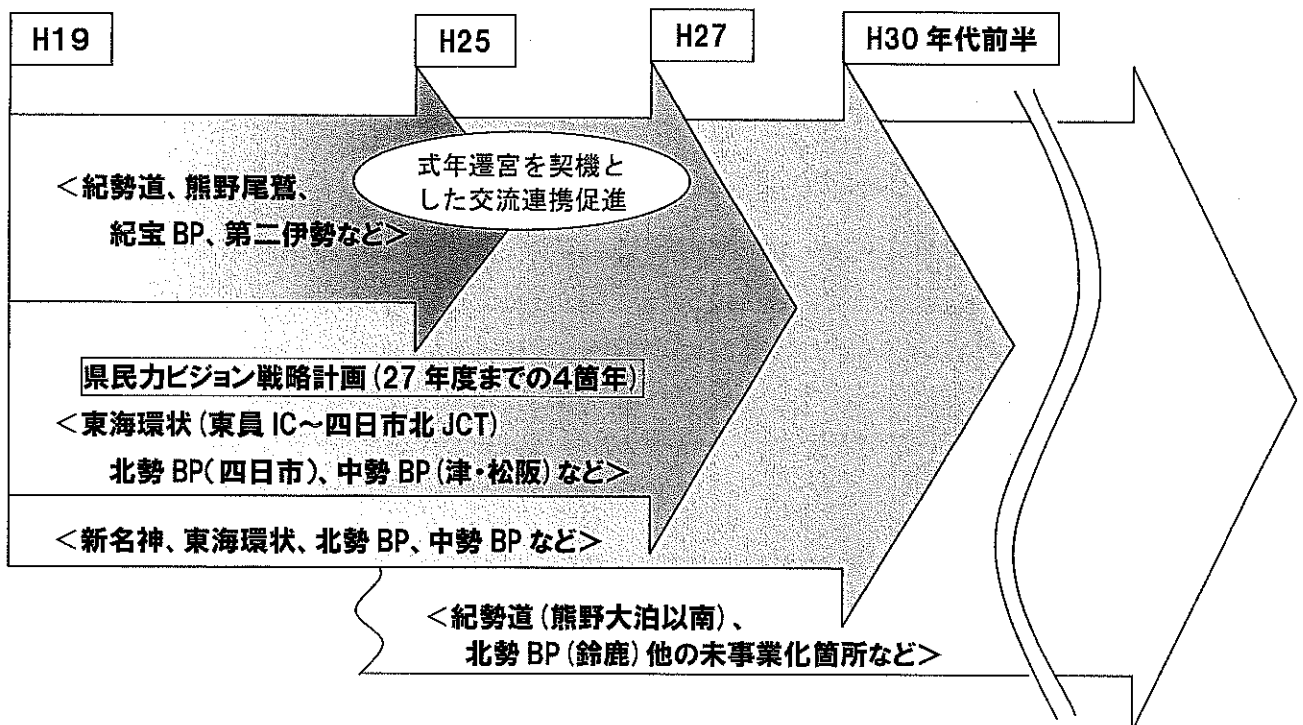
2 課題・問題点

- (1) 集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力をいかした三重づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対し、交通渋滞の解消に資する幹線道路網の整備が必要です。
- (2) 大規模地震や集中豪雨等による孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび災害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興の基盤となる幹線道路の整備を重点的に進めることが求められています。

3 対応方針

- (1) 産業・観光などの広域的な交流や効率的な物流による県内外との連携を深めるため、幹線道路網の整備を促進していきます。
- (2) 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路ネットワークの形成を推進していきます。

《整備の概念》



1950

1950-1951

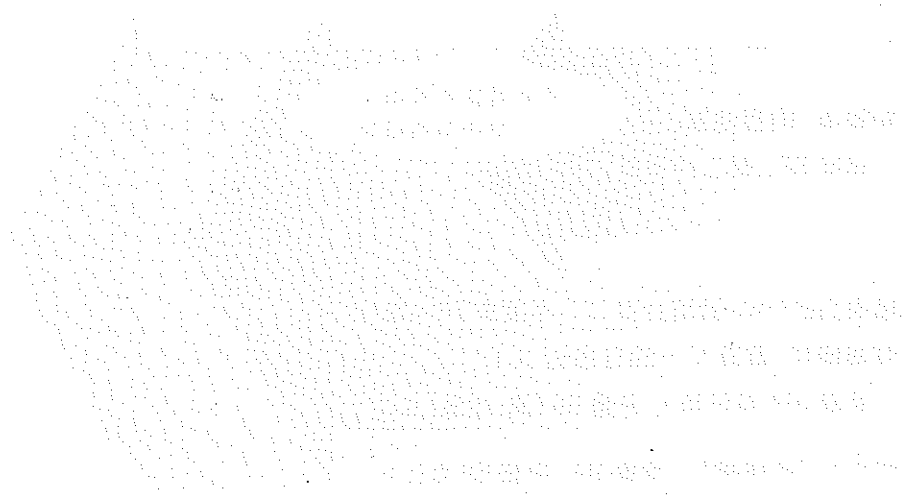
1950

1950-1951

1950

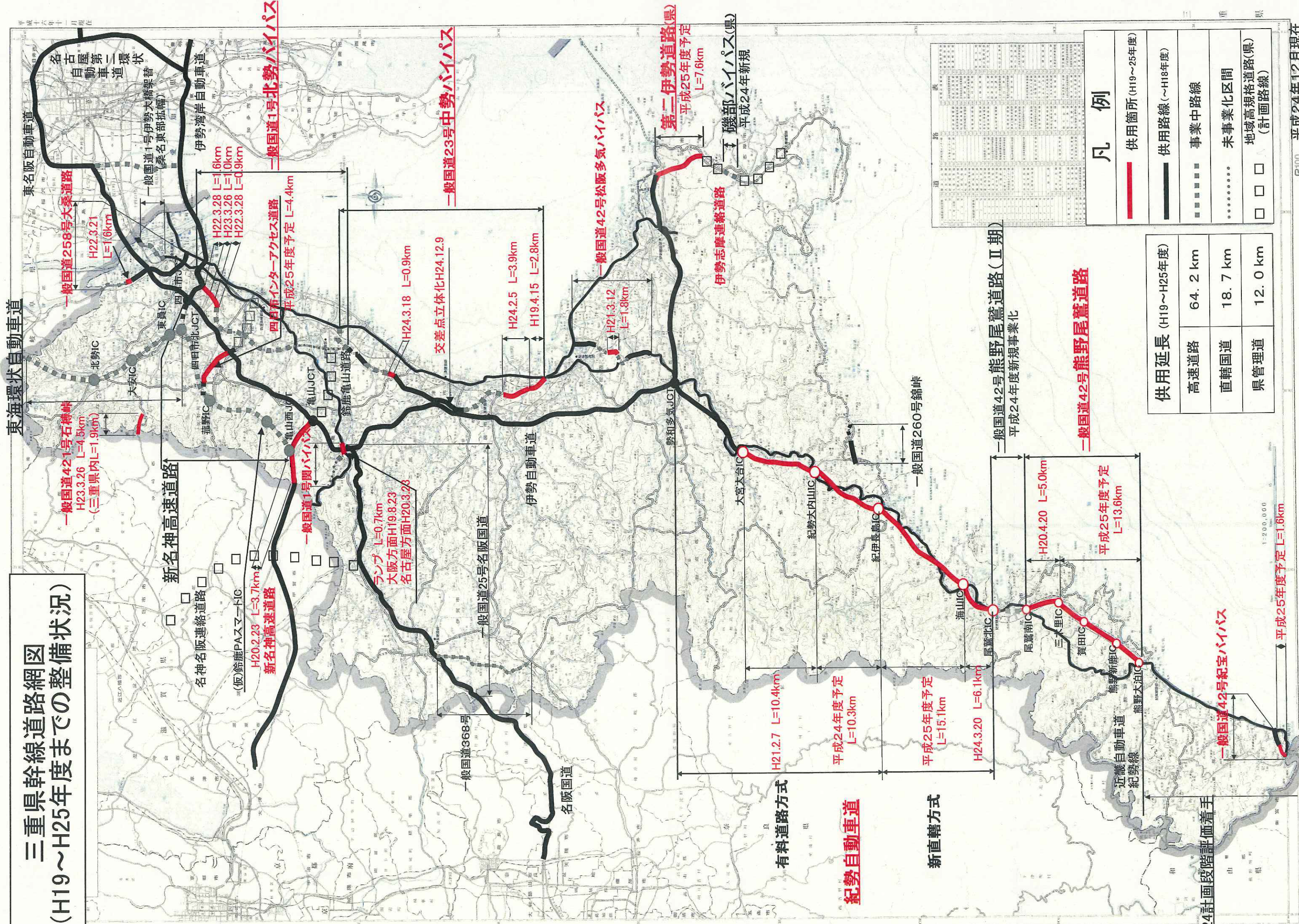
1950-1951

1950



1950-1951

三重県幹線道路網図 (H19~H25年度までの整備状況)



凡例

- 供用箇所 (H19~25年度)
- 供用路線 (~H18年度)
- 事業中路線
- 未事業化区間
- 地域高規格道路(県)
(計画路線)

供用延長 (H19~H25年度)

高速道路	64.2 km
直轄国道	18.7 km
県管理道	12.0 km

一般国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)
平成24年度新規事業化

一般国道42号熊野尾鷲道路

H24計画段階評価着手

平成25年度予定 L=1.6km